

令和8年度 敬老地域ふれあい事業交付金について

高齢者が地域で集える場づくりを支援し、高齢者と地域の交流を活発にするため、各自治会・校区等で実施する敬老会事業を通して、高齢者の社会参加を促進します。

※赤字・下線部は前年度からの変更点や注意点です。必ずご確認ください。

(1) 配布物一覧

- ・ 令和8年度 敬老地域ふれあい事業交付金について（本紙）
- ・ Q&A（記入例含む）
- ・ 申請様式（申請用紙・名簿・収支決算書・口座振替依頼書及び委任状）
- ・ 敬老会への知事メッセージ

(2) 交付対象

事業内容	敬老会等、高齢者参加型の敬老事業（記念品配布のみ等は対象外）
対 象 者	敬老会等に参加した70歳以上の方（参加しなかった方は対象外）
実施主体	単位自治会または校区連合自治会
交 付	原則 年1回

(3) 実施期間

敬老月間（9月）から12月頃までを原則とします。

※この期間の実施が困難な場合は、事前に介護福祉課へご相談ください。

(4) 交付金額（①、②のいずれか金額の少ない方を交付）

①	@1,500円 × 参加人数（70歳以上の方）
②	敬老会事業の支出総額 ※70歳以上の参加者にかかった経費のみ計上

(5) 交付時期・方法

交付時期は原則として、**交付申請書提出日の翌月30日**

30日が土日・祝日の場合は前営業日に、ご指定の口座に振り込みします。

ただし、申請内容の誤りなどがあれば翌々月になる場合があります。

例：9月に実施し、交付申請書を10月に提出した場合、11月30日に振込

(6) 交付申請方法

敬老会事業終了後1か月以内に、所定の交付申請書に**必要書類**を添付して介護福祉課に提出してください。 ㊟他の補助金との併用申請はできません。

必 要 書 類

- ① 参加者名簿（住所・氏名・年齢を記載）
- ② 当日の様子がわかる写真（できるだけ参加人数がわかる**集合写真**）
㊟添付する参加者名簿と写真に写っている人数が一致するように。
- ③ 敬老会事業について事前に配布された案内状や広報チラシ
- ④ 敬老会事業の収支決算書
※70歳以上の参加者にかかった経費のみご記載ください。（補助対象経費）
㊟支払時にクレジットカード決済や電子マネー決済等でポイントが付与された場合は、**ポイント相当額を差し引いて**記載してください。
- ⑤ **補助対象経費の根拠資料**（領収書写し等）
※④に記載した補助対象経費が確認できる根拠資料を提出してください。
㊟クレジットカード払いの場合は、1か月間の**クレジットカードの明細書**や引き落とし完了後の**通帳のコピー等**が必要となります。
- ⑥ 「新居浜市敬老地域ふれあい事業交付金の振込先口座について」又は、口座振替依頼書
※前回申請時と同じ口座に振込希望される場合は、「新居浜市敬老地域ふれあい事業交付金の振込先口座について」のみ、提出してください。

(7) 前年度からの変更点

● 収支決算書の記入方法

敬老会等に参加した **70歳以上の方の経費のみを記載**してください。

● 根拠資料（領収書の写し等）の提出

敬老会等に参加した **70歳以上の方の経費が確認できる根拠資料を提出**してください。

※領収書内に69歳以下の参加者にかかった費用や、不参加者に関する費用が

含まれていても、内訳が確認できれば領収書を分けていただく必要はありません。

【窓口・問い合わせ先】

新居浜市福祉部介護福祉課 高齢福祉係 TEL 0897(65)1241

敬老地域ふれあい事業交付金

Q & A

（申請書記入例含む）

令和8年度

新居浜市介護福祉課

1 制度の概要について

	質 問	回 答
問 1	敬老地域ふれあい事業交付金とは？	各自治会で開催する敬老会等、高齢者が地域で集える場づくりを支援するとともに、地域住民と高齢者の交流を活性化していただく事業に対する交付金です。
問 2	交付対象と回数は？	○単位自治会または校区連合自治会が行う、敬老会や高齢者顕彰など、参加型事業が対象となります。 記念品や商品券の配布のみの事業は対象外です。 ○回数は、単位自治会、校区連合自治会とも、それぞれ原則、年1回ずつの交付を上限とします。
問 3	交付対象者となる方の年齢は？	70歳以上の敬老事業参加者の方が対象となります。 その事業が行われる年度末までに70歳となられる方も対象です。 ※生年月日：昭和32年3月31日までの方が対象です。 なお、名簿にご記載いただく年齢は、可能であれば令和9年3月31日時点での年齢をご記入ください。
問 4	交付される額はいくらですか。	①、②のどちらか少ない方の金額が交付されます。 ①1,500円×70歳以上の参加者人数 ②敬老会事業の支出総額（補助対象経費） 例：70歳以上の方が35人参加し、事業支出総額（補助対象経費）が50,000円であった場合 ①1,500円×35人=52,500円 ②事業支出総額 50,000円 ②の50,000円を支給
問 5	交付の時期は？	申請書を月末までに提出いただければ、原則として、翌月の30日（30日が土日・祝日の場合は前営業日）に、ご指定の口座に振込みます。（ただし、申請内容の不足や誤りなどにより交付が翌々月になる場合があります）
問 6	交付を受けるためにはどのような手続きをすればよいですか。	規定の申請書を新居浜市（介護福祉課）に提出していただく必要があります。 申請書の様式は、各単位自治会長宛てに送付（このQ&Aに同封）しておりますが、介護福祉課窓口でも随時お渡しできます。また、市公式ホームページにて、「高齢者対策」と検索していただくと、様式をダウンロードすることが可能です。
問 7	他の補助金等の対象となっている事業を敬老地域ふれあい事業として交付申請できますか。	できません。高齢者の生きがいと健康づくり事業等、他に補助金を申請する事業を敬老地域ふれあい事業として申請しないでください。

2 申 請 方 法 に つ い て

	質 問	回 答
問 8	申請の方法は？	事業終了後、必要な添付書類とともに新居浜市役所 1 階 1 3 番窓口の介護福祉課に提出してください。
問 9	申請書に添付しなければならない書類は何ですか。	①70 歳以上の参加者名簿（住所・氏名・年齢の記載必須） ②事業開催当日の写真（できるだけ 集合写真 ） ③事前の案内状や広報チラシ ④事業収支決算書※ ⑤敬老会事業の支出総額の根拠資料（領収書写し等）※ ⑥「新居浜市敬老地域ふれあい事業交付金の振込先口座について」又は口座振替依頼書 ※④⑤については、 <u>70 歳以上の方にかかった経費分のみ記載・添付してください。（領収書の金額は、70 歳未満の参加者分が含まれていても、内訳がわかれば分けていただく必要はありません。）</u>
問 10	領収書の写しは必要ですか。	必要です。令和 6 年度から提出していただくことになっています。また、クレジットカードによる支払いの場合は、 <u>1 か月間の明細書とその金額の口座引き落としが完了したことがわかる通帳の写し等</u> が必要です。   通帳の文字が 鮮明に見えるように
問 11	事業の支出で、クレジットカード決済などでポイントがついた場合は？	収支決算書の支出決算額から ポイント相当分を差し引いてください。 ※ポイント数がわかるレシートを添付してください。 
問 12	前回交付金振込口座と同じ口座に、今回も振込希望の場合は、何を提出すればいいですか。	「新居浜市敬老地域ふれあい事業交付金の振込先口座について」のみ提出してください。口座振替依頼書は提出不要です。
問 13	前回交付金振込口座と違う口座に、振込希望の場合、または、今回、初めて申請する場合は、何を提出すればいいですか。	口座振替依頼書を提出してください。自治会以外の口座名義に振込希望の場合は委任状が必要です。
問 14	申請書の提出期限は？	原則として事業終了後、すみやか（1 か月以内を目安）に提出してください。ただし、事業の支出に際し、クレジットカード等を使用し、実際の支払まで日数がかかる場合は、その支払後でかまいません。
問 15	交付申請書の押印はどのようなときに必要ですか。	①自治会長ご本人が手書きで会長の氏名をご記入の場合 → 押印不要 です。 ②自治会長以外の方が会長の氏名をご記入又は氏名を印字している場合 → 押印が必要 です。（自治会の印もしくは会長の個人印）

問 16	当日の事業写真はどうのようなものを出せばよいですか。	なるべく集合写真を提出してください。添付する名簿の人数と写真に写る人数が一致するようにしてください。 良い例  参加者全員が映っている（なるべく集合写真）   良くない例  顔が映っていない。事業の様子が不明。   映っている人数が少なく、名簿の人数と一致しない。  
問 17	領収書に 70 歳未満の参加者の金額も含まれている場合はどうしたら良いか。	70 歳未満の方の金額が含まれていてもかまいません。そのままご提出ください。 ただし、審査の際には、一人当たりにかかった金額がわかる必要がありますので、内訳を明確にしてください。（個数や総参加人数などを記載してください。）

3 主 催 者（実施主体） に つ い て

	質 問	回 答
問 18	校区連合自治会で主催した事業に参加した単位自治会が、別途単位自治会だけの敬老会を行った場合は交付されますか。	校区連合自治会と単位自治会での開催は別の事業としてカウントしますので、校区連合自治会主催の事業 1 回と単位自治会主催の事業 1 回、それぞれに交付金を交付します。
問 19	単位自治会がいくつか集まって行う場合はどうなりますか？	代表する単位自治会に交付することになります。申請の際に、代表受領者となる自治会をお伝えください。 注意）この場合は連名で行った単位自治会が、それぞれ 1 回ずつ敬老事業を行ったのと同様の取扱いになりますので、その単位自治会が別途単独で実施しても、交付対象とはなりません。
問 20	地元の老人会や婦人会等の主催事業は対象となりますか。	校区連合自治会、単位自治会が行う事業が対象ですので、実施主体が老人会や婦人会などの場合は、原則対象とはなりません。ただし、老人会や婦人会が中心となって開催した事業であっても、自治会長が了承し、自治会として敬老事業を行ったとして申請する場合は受理します。その際には、必ず、自治会長が申請してください。

4 そ の 他

	質 問	回 答
問 21	A 自治会が B 自治会館を借りて事業を実施してもよいか。	A 自治会と B 自治会で話し合いができていのであれば、開催場所、会場について市で条件付けはしません。
問 22	9 月またはその近い時期以外に開催する事業は対象となりますか。	この交付金は敬老事業対象であり、国で定める老人の日、及び老人週間は 9 月なので、その趣旨に鑑み、原則として、9 月またはその近い時期の開催をお願いします。
問 23	A 自治会が B 自治会の事業対象者を招待した場合、参加者人数はどう数えればいいですか。	A 自治会と B 自治会で話し合いができていのであれば、参加した 70 歳以上の方の人数はすべて入れてかまいませんが、後日 B 自治会が単独で事業を行いたい場合は、A 自治会主催事業の参加者はカウントできませんので、事前に話し合ってから実施してください。
問 24	非自治会員が参加した場合でも人数に入れていいですか。	非自治会員でも、70 歳以上の参加者は人数に入れられます。ただし、新居浜市に住んでいる方に限ります。
問 25	事業実施後、対象者が死亡・転出した場合はどうなりますか。	事業参加者人数に対しての交付金となりますので、当日参加した人数で計算します。

年 月 日

新居浜市敬老地域ふれあい事業交付金交付申請書

(宛先) 新居浜市長

(申請者)

住所

新居浜市〇〇町1丁目1番1号

実施主体名 〇〇自治会

代表者名 新居浜男

連絡先 0897-65-1111

自治会長の自宅住所。
(自治会館の所在地では
ありません。)

自治会長の氏名

自治会長ご本人の
手書きの場合は押
印不要です。自治
会長でない方が代
わりに記入した場
合もしくは印字の
場合は押印が必要
です。(シャチハタ
印不可)

新居浜市敬老地域ふれあい事業交付金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

事業名	〇〇自治会敬老会
事業実施日	令和8年9月15日
実施場所(会場名)	〇〇自治会館
70歳以上の参加人数	38人
事業内容	高齢者表彰、祝賀昼食会、 △△小学校◎年生による感謝状贈呈 など
交付申請額	57,000円

添付書類

- ☐ 参加者名簿
- ☐ 事業の写真
- ☐ 事前通知書もしくは実施のお知らせチラシ等
- ☐ 事業収支決算書及び支出総額の根拠資料
- ☐ 「新居浜市敬老地域ふれあい事業交付金の振込先口座について」又は口座振替依頼書

収 支 決 算 書

1 収入の部

区 分	決算額（円）	内 訳
市交付金	57,000	1,500円× <u>38</u> 人
自治会負担	23,560	
計	80,560	

敬老会等に参加した70歳以上の方の
人数（補助対象経費）を
記入してください

2 支出の部

区 分	決算額（円）	内 訳
仕出し弁当代	49,400	@1,300円× <u>38</u> 人=49,400円
記念品代	31,160	
計	80,560	

※ 支出決算額については、

敬老会等に参加した70歳以上の方にかかった経費がわかる根拠資料

（領収書の写し等）の添付が必要です。

Q&A 問9～11・問17参照

記入例

受付課

担当者

介護福祉課

口座振替依頼書

令和 年 月 日

（宛先）新居浜市会計管理者

押印不要です

注意）会長のご自宅の住所をご記入ください。

住所 新居浜市〇〇町1丁目1番1号

氏名 〇〇自治会 会長 新居 浜男

電話番号 0897-65-1241

〔法人その他の団体にあつては、事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

私が新居浜市から支払を受ける支払金は、次の金融機関の預貯金口座に振り込んでください。

区 分	新規	変更	追加
金融機関名	●● 銀行 信用金庫 農 協 ()		●●● 本店 支 店 支 所 出張所
口座種別	普通	当座 貯蓄	その他 (〇〇自治会 会計 △△△△、老人会の口座 名義なども可能です。)
口座番号	1 2 3 4 5 6 7		
フリガナ	〇〇ジチカイ ニイ ハマオ		
口座名義	〇〇自治会 新居 浜男		
備考	自治会以外 の口座名義 の場合は委任状が 必要です。		

注

- 1 債権
- 2 この
なった

出納室

この口座振替依頼書は、次の場合に必要です。

- ①敬老地域ふれあい事業交付金の申請を初めて行うとき
- ②敬老地域ふれあい事業交付金の振り込み口座が前回と変わるとき
（口座の名義のみ変更となっている場合も必要です。）

敬老会を開催後、交付申請書提出の際に、一緒にお出してください。

- ※ 前回と同じ口座・同じ口座名義であれば、この依頼書は不要です。
- ※ 敬老会を開催されない自治会様は、この依頼書の提出は不要です。

記入例

委任状

令和 年 月 日

(宛先) 新居浜市会計管理者

私が、市から支払を受ける新居浜市敬老地域ふれあい事業交付金の受け取りについては、次のとおり委任します。

押印が必要です
(シャチハタ印不可)

委任者 住所 新居浜市〇〇町1丁目1番1号
(自治会長) 氏名 〇〇自治会 会長 新居 浜男



受任者 住所 新居浜市△△町1丁目2番3号
(口座名義人) 氏名 〇〇長寿会 別子 花子

この委任状は、次の場合に必要です。

- ①敬老地域ふれあい事業交付金の申請を初めて行い、
自治会名義と異なる口座に振込希望のとき
- ②敬老地域ふれあい事業交付金の振り込み口座が前回と変わり、
自治会名義と異なる口座に振込希望のとき

敬老会を開催後、交付申請書提出の際に、一緒にお出してください。

※ 口座名義に自治会の名前が入っていれば、この委任状は
必要ありません。(例：〇〇自治会 会計 △△△△)